

6月1日以降の社会体育施設 (学校施設開放含む)の利用について

体育施設(学校施設開放のグラウンド含む)の利用は、**6月1日より、スポーツ庁のガイドラインによる感染症対策を実施のうえ、利用を再開します。(学校施設開放の体育館・武道場は、●月●日より)但し、更衣室の利用は、引き続き利用を中止いたします。**

なお、今後の感染の広がりなどの状況によっては、再度施設を閉鎖する場合があります。

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト

利用者が遵守すべき事項

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることに

□体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること(受付時・準備・片付・休憩等のスポーツを行っていない際や、会話をする際にはマスクを着用すること)

□手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

■換気のため、窓や扉は全開にすること

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2 m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

■利用者等が2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合や、濃厚接触者となった場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること(利用日時及び参加者の記録を行う)

□施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

裏面もご覧ください

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

□十分な距離の確保

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離(呼気量に応じ4m～6m等)を空けること
- 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるように特に留意をする必要があること

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

(※)唾や痰を吐く際は、ティッシュ等に包んで持ち帰ること。

- タオルの共用はしないこと

- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

- 大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

- 飲み残しのスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと

- 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供し、容器等を共有させないこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

利用者全員に周知徹底をお願いします。